

居宅介護支援事業所和の郷運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人新橋会が開設する特別養護老人ホーム和の郷（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供にあたっては、次の事項に努めるものとする。

- （1） 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- （2） 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- （3） 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 特別養護老人ホーム和の郷
- （2） 所在地 群馬県邑楽郡明和町253-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
 - （2） 介護支援専門員1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の従業員を置くことができる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- （3） 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- （4） 年末年始 12月29日から1月3日までは休業日とする。

（居宅介護支援の内容）

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- （1） 居宅サービス計画作成
- （2） 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- （3） 介護保険施設への紹介
- （4） 利用者に対する相談援助業務
- （5） その他利用者に対する便宜の提供

（居宅介護支援の提供方法）

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅その他必要と認められる場所もしくは事業所

内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、全社協方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所第3条に規定する事業所内
- 4 介護支援専門員は、月1回以上利用者の居宅を訪問し利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 事業所から、片道おおむね10km未満1,300円
 - (2) 事業所から、片道おおむね10km以上30km未満1,700円
 - (3) 事業所から、片道おおむね30km以上2,800円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は明和町区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (3) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員の質の向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用時1か月以内
- (2)継続研修 年6回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。)から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画)

第14条 事業継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する介護等においてその体側を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規定は、平成14年2月1日から施行する。

附則

この規定は、平成19年1月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。